

平成 20 年度事業計画書

(平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

財団法人 不老会

財団法人不老会の平成 20 年度の事業計画は下記の通りとする。

1 【はじめに】

(1) 活動方針

不老会は、人類愛に徹し、不老長寿を探求し、生前、生きがいのある生活ができたことに感謝し、死後、無報酬・無条件にて、自らの遺体を医学歯学の教育・研究のために献体し、医学歯学の進展と良き医療従事者の育成に寄与するとともに、愛知県アイバンクを通し、目の不自由な人に角膜を提供する。

(2) 組織の現状と課題

不老会は、昭和 37 年 1 月 21 日に創立されて 46 年を迎えました。

この間、会員数は 20,000 名を超えており、支部の数も 51 支部になります。

昭和 58 年に会員数 10,000 名突破記念総会を開催して以来、その後は各支部で開催し現在に至っています。その後 25 年を経過し、会員の高齢化に伴い支部長など役員を選出に苦慮している支部が多くある。今後、ますますこの傾向は増えると思われる。また、総会を開催できない支部もある。

このような現状の中で、支部および支部総会のあり方について検討する時期に来ていると思われる。

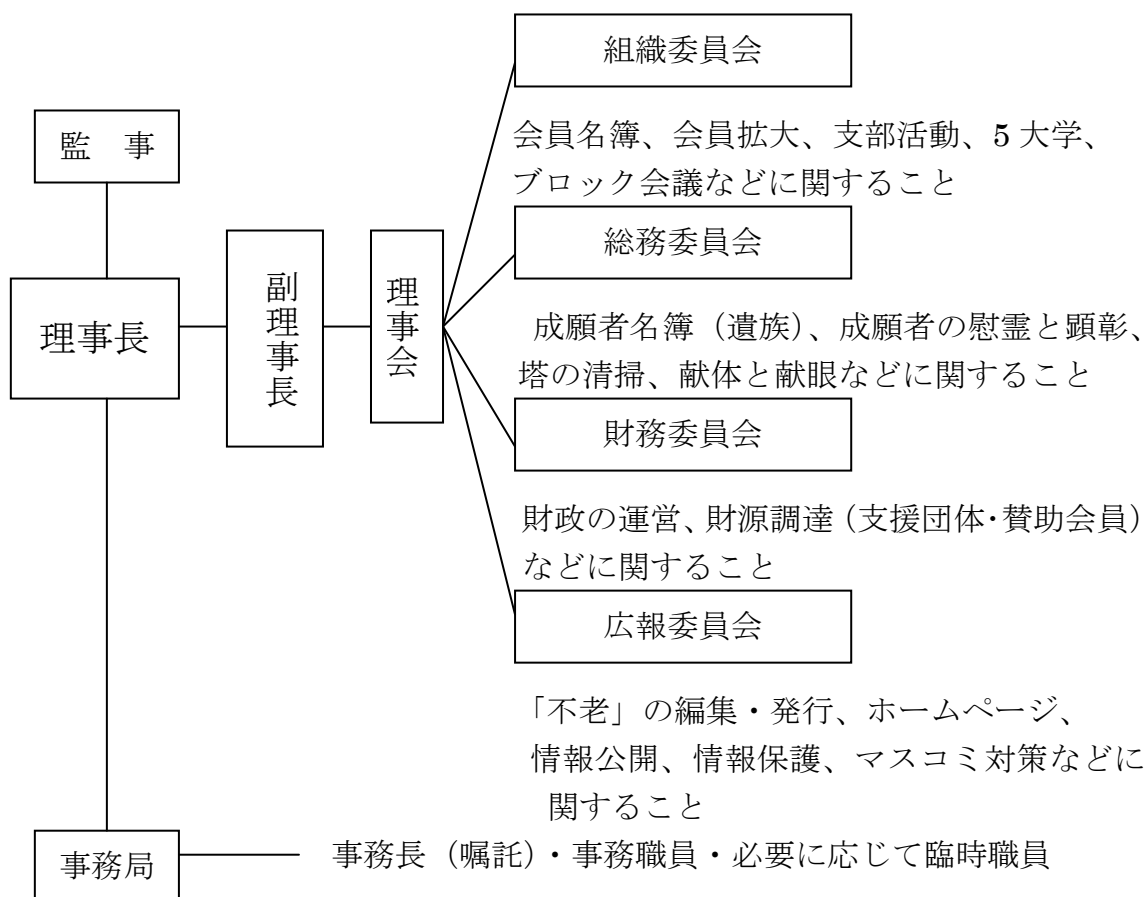
- ① 51 支部中、ここ数年支部総会を開催していない支部がある。また、開催しても出席率が悪い支部が多くある。(平均出席率約 20%)
- ② 会員全体の高齢化により、支部長および役員を引き受けてがいないなど、役員選出に苦慮している。
- ③ 51 支部の総会に理事長、常務理事および事務長が出席することは、事務所体制にかなりの負担になっている。
また、平成 19 年度予算は、平成 14 年度に比べて収入が約 500 万円減少している。この要因は賛助会員で 190 万円、愛知県、名古屋市の補助金が 100 万円などである。この傾向は今後も続くことは確実であり、新しい協賛者を開拓し財源の確保に努める必要がある。
- ④ 不老会の運営資金は不老会の献体運動の重要性を理解し、その趣旨に賛同して下さる企業や団体・個人の皆さんの「貴重な浄財」で賄われているため、年度毎財源確保が極めて不確実、且つ不安定である。
従って年間に必要な経常的経費に相当する財源確保（最低限約 3,500 万円）は不可欠で、鋭意協賛者を募ることが肝要である。

- ⑤ 一昨年、国から「特定公益増進法人」として認定され、寄付金に対する所得税の減免対象団体になったが、本年12月には制度改正により「公益法人」の認可を改めて受けなければならないので、それらに必要な諸手続きに着手する。
- ⑥ 支部活動費の交付について、従来は当該支部の生存会員総数に対して活動費（一人＝500円）を交付してきたが、事実上活動される会員数（総会出席者数）と生存会員数との乖離が大きく、活動費に不合理が指摘されているので適正に交付されるように改める。

2 【執行体制】

不老会の業務を執行するため、常務理事・理事は各委員会に所属して活動する。（ただし、理事長・副理事長は除く。）

(1) 委員会の名称と主な分担は次のとおりとする。



(2) 会員の中で適任者には委員として加わっていただく。

3 〔事業計画〕

＜組織委員会＞

(1) 新入会員等について

- ① 入会の申込窓口は不老会事務所とする。ただし、申込者の都合により来所が困難な場合は、当該支部長が代行して手続きを行う。
- ② 入会者の年齢は、原則として60歳以上とする。
- ③ 同意者は死後、献体に反対する人のないように親族に理解していただき、原則として、3親等以内の成人の親族のうち4名とする。
- ④ 入会の申込みがあったとき、毎月1回入会審査会で入会の可否を審査する。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
- ⑤ 新入会員の5大学への登録は、登録審査会が行う。
- ⑥ 入会審査会および登録審査会の委員は、常務理事とする。
- ⑦ 平成20年度の新入会員は500名を目標とする。

(2) 地域支部の役員について

① 支部役員

- ・支部長
- ・副支部長
- ・書記
- ・会計
- ・幹事（世話係）
- ・監査
- ・相談役・顧問・・・置くことができる。

を置き、その分掌をはっきりさせておく。

(3) 支部組織の広域化と支部の活動について

- ① 支部に必要な事務処理は、各支部長の要請があれば本部で可能な限り即応して支部長の負担の軽減を図るよう勤める。
- ② 支部総会は可能な限り複数支部でまとめて開催し、出来るだけ大勢の参加者を得て内容の濃い総会になるよう企画し、努力する。なお支部組織の広域合併も視野に入れ検討する。
- ③ 各支部長は本部に対して毎年度当該支部が取り組んだ事業実績および決算内容を、別に定める一定の様式により報告し、情報を開示する。
- ④ 各支部は毎年定例総会を開き、献体・献眼運動の趣旨の徹底と支部運営について協議し、且つ会員相互の交流を図りつつ不老会の発展に資する。

(4) 支部活動費について

- ① 平成20年度から従来の交付方法を変え、実費支給とする。総会等が終了後不老会に請求するものとする。なお、交付された経費は支部の会計には計上しないものとする。

- ② 総会等支部活動に必要な経費は別紙の要領により交付し、精算する。
- ③ 支部活動の基軸となる、支部役員会開催に必要な経費は原則として20,000円を限度（1人1回 1,000円まで）として交付する。
- ④ 高齢者慰問費は、88歳の方に米寿のお祝い金として3,000円をお贈りする。

(5) 支部の連携について

- ① 近隣支部でブロック会議を開き、支部相互の情勢交換により連携を深めるとともに、献体の意義の普及と不献体の防止に努める。
- ② ブロック会議は、1ブロック年間40,000円を限度とする。

4 【大学部会と連絡協議会について】

- ① 5大学連絡協議会を年2回開催する。
- ② 不老会と大学との連携をより密にするため、必要に応じて部会長会議、各大学の担当者会議を開く。
- ③ 大学部会費は、年額100,000円とし、実績報告をする。

<総務委員会>

5 【成願者の慰霊と顕彰について】

- ① 「塔」の清掃は実施するが、参加者はすべて勤労奉仕とし、不老会は事故責任を負わない。
- ② 平成20年度の献体者顕彰式並びに御名札納め式は、平成19年度成願者の御名札をお納めするとともに全ご遺族をお招きして、平成20年5月13日（火）に「献体の塔」前において挙げる。
- ③ 成願者の告別式への参列について
会員が成願し告別式を行う場合、要請によって代表者が参列する。
告別式を行わない場合は、後日支部長が香典をお届けするか事務所から郵送する。

6 【献体の塔の内部の修理について】

「献体の塔」が建設されて20年が経過している。「塔」内部の結露や汚れが目立ち修理する時期に来ている。（10年程前に内部の補修を行っている。）
「塔」をこれからも維持していくために、内部の修理を行う。修理の方法については、内部の湿気対策を十分に行う必要があることから、最善の方法を検討する。工事費として約500万円が必要と見込まれる。

<財政委員会>

7 【不老会の財政について】

- ① 名古屋市の補助金や協賛者の減少など不老会の財政は、年々悪化しており、この傾向は今後も続くものと思われる。
不老会を今後永続的に存続していくには、財政基盤の強化が欠かせない。昨年「特定公益増進法人」に認定されたことを PR し、新たな協賛者を開拓するとともに、経費の削減にも努めなければならない。
- ② 関係機関、企業、団体との連携をより強化し、指導援助が受けられるようにつとめる。
- ③ 募金箱の設置について
前記①のとおり年々悪化する不老会の財政状況に対処するために、趣旨に賛同してくださる県下の医院や団体などの窓口に「善意の募金箱」の設置をお願いする。
また、併せて「献体・献眼運動の重要性」を広く県民に PR する。
- ⑥ 平成 23 年度の不老会創立 50 周年記念事業を企画し、事業資金の積み立てを検討する。

<広報委員会>

8 【広報活動について】

- ① 「不老」は、年間 6 回とし、奇数月の 5 日に発行する。
- ② 不老会の活動を理解してもらうため、パンフレットなどを作成し PR につとめる。
- ③ インターネットのホームページの内容を充実し不老会を PR するとともに、不老会への理解を得る。
- ④ 会員に対して「健康・医療の相談窓口」をさらに PR する。

9 【情報公開および個人情報の保護について】

- ① 可能な限り不老会の情報を公開し、不老会の理解を深める。
- ② 個人情報保護規程に基づき、個人情報の管理の徹底をはかる。
- ③ 会員台帳を CD に記憶させ、別の場所で保管し消滅を防ぐ。

10 【その他】

事業を円滑に推進するため、必要な措置を講ずる。